



郵政産業ユニオン TOKYO

●発行●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 鶴島 一広
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

均等待遇を求めます



原告 浅川喜義さん(晴海支部)

私は、改正労働契約法20条問題で日本郵便株式会社を提訴した原告の一人の浅川です。「なぜ、会社を提訴したのか」と疑問を持つ人もいるかもしれません。いま、この会社の半数近くは有期雇用社員で構成されています。過去2回、全国で正社員の登用試験が行われました。1回目の試験に不合格となった社員を対象に2回目の試験の前にフォローアップ研修が行われました。研修を受けた人の中には、次は合

格するするだろうと期待した社員は少なくないと思います。しかし、結果は涙を流した社員が圧倒的でした。私はこのときに思いました。「会社は、私たち正社員を希望する期間雇用社員を正社員にする気はない。国会での10万人の正社員化はただの...だ。」と。会社の黒字化に向けて業務量の増加、営業活動、日常業務運行の分担等、責任の度合い、様々なところで正社員も期間雇用社員も変わりありません。正規も非正規も、同じ職場で同じ仕

事をして赤字だった会社を黒字にしてみました。改正労働契約法20条は、期間の定めの有無による不合理な労働条件を禁止しています。私たちが正社員にしないのなら、将来に希望を持つために「同一労働同一賃金」「均等待遇」にしたい。それがこの法律の意味だと思います。組合員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願ひします。



5月8日、期間雇用社員で働く組合員3名が、正規社員と同じ仕事をしながら、各種手当が正規社員に支払われていながら、期間雇用社員に支払われないのは、正規社員との差別を禁じている「労働契約法20条」に違反するとして、日本郵便に約740万円の支払いと格差是正を求める訴訟を東京地裁に起こしました。

期間雇用社員が東京地裁に提訴

労働契約法が施行されて一年、今でも正社員と期間雇用社員の間には多くの格差が見られます。東京地本は、今春闘で、ロッカーの大きさの違いや制服の有無・貸与枚数・種類、アレンジャーの貸与など東京支社の権限で実行できるものを想定して格差の改善を求めました。これらの格差について、東京支社は、交渉で「法の精神は理解し遵守するが、すぐにはできるものではない」「(会社は、期間雇用社員に)求めてくるものが違うから正社員を優先」「出来る範囲でやる

ので、しかたがない場合もある」と求めるものが違っても差別してはならない労働契約法20条(有期雇用をもつて不合理な労働条件の相違禁止)の理解、認識がまったく不十分です。職場から格差是正求めよう！ すべての支部が、裁判勝利をめざした運動を積み上げ、職場から労働契約法20条に照らして差別的取り扱いがされていないか点検し、問題があれば会社に是正を求めましょう。



先日大阪空襲訴訟の原告団の代表世話人 安野輝子さんの体験を聞きました。安野さん

は6才の時に空襲で足を奪われました。杖も義足も車椅子もないため一人で移動できません。雨天は登校できず、行事参加も、クラスメートと同じように動くこともできないうちに勉強も分からなくなり学校に行くのが嫌になってしまいました▼その後は洋裁で生計を立てていました。片足がないことで差別を受け、楽しいことなど無かったと語られました。その安野さんは命を削って、戦争を起こした国の責任をとう裁判をたたかっています▼残念ながら東京大空襲訴訟は最高裁でも国の責任を認めず、原告の敗訴が確定しました。大阪空襲訴訟は上告して1年が経ち、判断を待っている所です▼今、安倍政権はお友だちを指名して作られた委員会の答申を受け、憲法を解釈でねじ曲げようとしています。何の責任もない子どもの人生を大きく変えておきながら、責任を取ることのない国という存在の在り方を、今こそ私たち一人一人が考えるべき時だと思います。(紀)

期間雇用社員の時給

「さいちん」で UP 「最賃署名」あつめて

時給制契約社員の基本賃金は、基本給と加算給の合計額です。基本給は都道府県の最低賃金が基礎となっており、最低賃金が上げれば時給に連動します。郵政の場合は、この地域最賃に20円を加えた額。外務作業に従事する者はさらに130円を加えた額が基本給となります。東京では、昨年10月に最低賃金が19円アップしました。郵政では、端数



を10円単位に切り上げますから20円アップとなり、850円から870円となりました。したがって現行基本給は890円、外務は1020円(募集環境を考慮して1000円加算している局もある)となっています。この基本給に加算給(基礎評価給と資格給)を加えた合計が基本賃金となります。「さいちん」とも呼ばれている日本の最低賃金は、毎年7月頃に中央最低賃金審議会が都道府県に目

公 示

第4回東京地方委員会を
下記の通り公示します。

記

日時 2014年6月21日
10:00~17:00

議題 ・第3回全国大会
議案について
・その他



安を示し、これにもとづき各地方審議会が都道府県ごとに最低賃金を決める地域別最低賃金制となっています。会社が春闘で賃上げ要求を拒否しても最賃が上がれば従わなくてはなりません。今、6月末を目途に「最

低賃金引き上げ」署名を取り組んでいます。職場の隣の人や知人、家族などにも訴えて署名を広げましょう。

★郵政に働く女性の全国交流集会★

in東京

10月18日19日 東京海員会館

総額173万円超支払う 「作業能率測定」長期に未実施



赤羽郵便局では、「作業能率評価測定」が郵便部では2007年10月以降10回、集配部では2010年10月以降6回も未実施となっていました。

1万5千円〜15万円も

あなたの職場は大丈夫?

同測定は、区分業務及び配達業務に従事する月給制契約社員および時給制契約社員(該当条件あり)を対象に毎年4月と10月に実施し、その評価に応じて1万5,000円から15万円の作業能率評価手当が測定日の翌月に支給されることとなっているものです。

今回、支払われた金額は、平成25年10月期分で一人最低2万円から最高15万円、23名に合計173万5000円が3月の給与で支払われました。しかし、平成25年4月期以前

の認定は支社回答を待つて組合説明後に行うというものです。局は「責任の所在は管理者にある」というものの、給与・手当などの賃金は労働条件の最も重要なもののひとつです。金額も多額となり、未だ一部しか支払われていなく重大な問題です。

高いうハードルを越えて月給制社員となり、あるいは、日常の努力で高いスキルを得て、高い賃金を得て「作業能率評価測定」の該当資格を得ても会社の給与規定不履行で受け取られないべき手当が受け取れないのです。

今回、赤羽郵便局で発覚したのですが、多くの郵便局で「測定が実施されていないかもしれない」との声も寄せられています。低い時給で高い能力を要求され、日々努力している期間雇用社員のみならず、このような事例がないか点検してみましょう。

当面の行動日程

- 6月1日
 - ・第3回支部長会議
 - ・川内原発再稼働やめろ 官邸・国会前大抗議
- 6月3日
 - JAL客乗判決
- 6月4日
 - さいたま新都心第3回 公判
- 6月5日
 - JAL乗員判決
- 6月8日
 - 争議全国交流集会
- 6月13日
 - 川内原発現地行動
- 6月14日
 - 日本の労働を世界に問う—ILO条約を生かす道
- 6月17日
 - 解釈で憲法9条を壊すな！大集会
- 6月18日
 - ・富田裁判(高裁)
 - ・原発作業員の安全と命を守れ！大集会
- 6月21日
 - 第4回地方委員会
- 6月26日〜28日
 - 第3回定期全国大会
- 6月28日
 - 川内原発再稼働をさせない6・28集会